



平成19年11月8日

各 位

東京都港区東新橋一丁目6番1号
バンダイネットワークス株式会社
代表取締役社長 大下 聡
(コード番号:3725)
問い合わせ先
取締役経営企画担当 加藤 栄治
TEL 03-6215-7655

当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成19年11月8日開催の取締役会において、株式会社バンダイナムコホールディングス(コード番号:7832 東証第一部 以下、「バンダイナムコホールディングス」といいます。)による当社が発行する普通株式および新株予約権の公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)について、賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本取締役会決議は、バンダイナムコホールディングスが、当社を完全子会社化する方針であり、本公開買付けの結果またはその後の一連の取引を経て、当社株式が上場廃止となる可能性があることを前提としております。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	株式会社バンダイナムコホールディングス	
(2) 主 な 事 業 内 容	・ バンダイナムコグループの中長期経営戦略の立案・遂行 ・ グループ会社の事業戦略実行支援・事業活動の管理	
(3) 設 立 年 月 日	平成17年9月29日	
(4) 本 店 所 在 地	東京都港区港南二丁目16番2号	
(5) 代 表 者 の 役 職・氏 名	代表取締役社長 高須 武男	
(6) 資 本 金 の 額	100億円	
(7) 大株主および持株比率 (平成19年3月31日現在)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5.7%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.7%
	中村雅哉	5.5%
	株式会社マル	4.0%

	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証 券決済業務室)		3.4%
	モルガンスタンレーアンドカンパニーインク (常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社)		3.2%
	ザシルチェスターインターナショナルインベスターズインター ナショナルバリュエクイティートラスト (常任代理人 香港上海銀行東京支店)		3.2%
	ユウゲンガイシャサンカ (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)		2.8%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)		2.2%
	ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーリユーエスタ ックスエグゼンプテドペンションファンズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)		1.9%
(8) 買付者と対象者の関係等	資 本 関 係	バンダイナムコホールディングスは、当社の 発行済株式総数の69.79%(135,000株)を所 有しております。	
	人 的 関 係	当社の代表取締役1名は、バンダイナムコホ ールディングスの非常勤取締役を兼任してお ります。	
	取 引 関 係	当社は、バンダイナムコホールディングスに対 して ・ブランディングコンサルティング(注)の委託 ・資金の貸付 ・WEB制作およびホームページの運営管理 業務の受託 を行っております。	
	関連当事者へ の 該 当 状 況	バンダイナムコホールディングスは当社の親 会社であるため、関連当事者に該当します。	

(注)ブランディングコンサルティングとは、当社がバンダイナムコグループの一員であることにより、得ることができる社会的認知度や信用度等のメリットを享受することについてのコンサルティング業務委託のことです。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠および理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成19年11月8日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をいたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠および理由

①本公開買付けに至った背景および当社にとっての意義

当社の親会社であるバンダイナムコホールディングスは、持株会社として当社をはじめ多数のエンターテインメント系企業を擁し、エンターテインメント事業を総合的に展開する企業集団（以下、「バンダイナムコグループ」といいます。）を形成しております。

バンダイナムコグループでは平成 18 年4月より推進している3か年の中期経営計画において、事業・地域・コンテンツの3つのポートフォリオ機能の強化ならびに相乗効果発揮により「ポートフォリオ経営の強化・充実・拡大」をはかることを最大のテーマとしており、その実現のために最適なグループ組織の構築を実行してきております。

現在、当社が事業展開を行う携帯電話機向けコンテンツ配信などのネットワーク関連市場においては、技術革新やネットワークコンテンツ・サービスの多様化により、事業環境の大きな変化と参入企業の増加による競争激化に直面しています。

このような環境下において、バンダイナムコホールディングスは、グループ全体の中長期的な戦略に基づき、よりスピーディな経営判断を行うために、本公開買付けおよびその後に予定している後述の株式交換により当社を完全子会社化することが必要であるものと判断しました。

これにより、バンダイナムコグループ内のネットワーク事業分野における融合、ノウハウの相互活用を実現し、グループの相乗効果による総合力を発揮することで事業をさらに成長させ、グループ企業価値の最大化をはかるとともに、現在バンダイナムコホールディングスにて策定中の次期中期経営計画において、グループ全体の最適な組織体制の構築を検討・実施してまいります。

なお、当社としましても、急速に変化する事業環境の中、バンダイナムコホールディングスの完全子会社として、これまで以上に迅速な意思決定と、柔軟かつ効率的な経営施策の実行、グループシナジーの最大化をはかっていくことが、当社の企業価値の最大化を実現させていくために最善であると判断し、本公開買付けに賛同することを決定いたしました。

②買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置および利益相反を回避する措置

本公開買付けの買付価格である1株当たり 60,300 円は、当社の普通株式の株式会社ジャスダック証券取引所（以下、「ジャスダック証券取引所」といいます。）における過去1ヵ月間（平成 19 年 10 月8日から平成 19 年 11 月7日まで）の売買価格の出来高加重平均株価（48,112 円。小数点以下を四捨五入。）に約 25.3%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを、また、平成 19 年 11 月7日のジャスダック証券取引所における終値（45,500 円）に約 32.5%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを加えた金額となります。

当社は、バンダイナムコホールディングスの子会社に該当することから、本公開買付けにおける買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置の1つとして、バンダイナムコホールディングスとは別個に、当社およびバンダイナムコホールディングスとは独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しない PwC アドバイザリー株式会社に当社の株式価値の算定を依頼し、平成 19 年 11 月7日付で「株式価値算定書」（以下、「算定書」といいます。）を取得しました。算定書では、ディスカウニング・キャッシュフロー方式（以下、「DCF 方式」といいます。）および市場株価基準方式の各手法を

用いて分析をしております。平成 19 年 11 月 8 日開催の当社取締役会においては、算定書を参考にしたうえで、本公開買付けの買付価格や、本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、当社およびバンダイナムコホールディングスの財務状況、事業上のシナジーおよび株主間の公平性等の観点から慎重に検討いたしました。その結果、当社は、本公開買付けが当社の企業価値向上に寄与するものであるとともに、その買付価格が算定書における各手法で算定された当社株式価値の下限値を上回り、当社株式の直近の市場株価に対しても合理的な価格であることから、当社の株主に対して当社の普通株式の適切な売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。当社の社外取締役 1 名および社外監査役 1 名は、当社の株式価値や本公開買付けに関する諸条件等について協議を行ったうえで、かかる賛同決議に賛成である旨の意見を述べております。なお、バンダイナムコホールディングスの非常勤取締役を兼任している当社の代表取締役大下 聡は、取締役の兼任による潜在的な利益相反を回避する観点から、本公開買付けの諸条件に関するバンダイナムコホールディングスの取締役会における審議および決議ならびにこれに先立つバンダイナムコホールディングス内部での検討に参加しておりません。

(3) 本公開買付け後の予定(いわゆる二段階買収に関する事項)

バンダイナムコホールディングスは、現在、当社の発行済株式総数の 69.79% (135,000 株)を保有し、当社を連結子会社としておりますが、このたび、当社を完全子会社化することを目的として、当社の発行済株式の全て(ただし、バンダイナムコホールディングスが既に保有している当社株式を除きます。以下、同様とします。)の取得を目指して本公開買付けを行います。また、バンダイナムコホールディングスは、本公開買付けにより当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合、バンダイナムコホールディングスを完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換(法令に従い当社の株主総会による承認決議を経ずに略式株式交換を行う場合もあります。以下、「本株式交換」といいます。)により当社を完全子会社化することを計画しております。

本株式交換が行われる場合、バンダイナムコホールディングスが本株式交換に際して、当社の株主(バンダイナムコホールディングスを除きます。)に対してその株式の代わりに交付する金銭等(バンダイナムコホールディングスの株式を含みます。)の内容および数もしくは額の詳細は、現段階では未定ですが、バンダイナムコホールディングスからは本公開買付けの買付価格に準ずる経済的価値の金銭等を交付することが提案される予定です。ただし、本株式交換の対価となる金銭等およびその割当に関する事項は、当社およびバンダイナムコホールディングスの今後の事業を取り巻く環境の変化、株式市場および両社の業績の変動等の影響、本株式交換に係る株式交換契約締結時の両社の株式価値の評価等を踏まえたうえで、当社とバンダイナムコホールディングスの協議により決定されますので、その経済的価値は本公開買付けの買付価格とは異なることとなる可能性があります。また、本株式交換に際して、当社の株主が法令の手続きに従い、当社に対して株式買取請求を行うことができる場合がありますが、この場合の 1 株当たりの買取価格についても、本公開買付けの買付価格または本株式交換により当社の株主が受領する経済的価値と異なることとなる可能性があります。本公開買付け、本株式交換または本株式交換に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自にて税務の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

なお、バンダイナムコホールディングスと当社株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項はありません。

(4) 当社が上場廃止となる見込みがある旨

当社の普通株式は、ジャスダック証券取引所に上場されていますが、本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限および下限が設けられておらず、応募株券等の全部の買付けが行われるため、本公開買付けの結果によっては、仮にその後本株式交換を行わない場合であっても、当社の普通株式は、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、上記のとおり本株式交換が行われる場合には、当社の普通株式はジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。上場廃止となった場合、当社の普通株式はジャスダック証券取引所において取引ができなくなり、当該株式を将来売却することが困難になると予想されます。

3. 公開買付者またはその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

7. 本公開買付けの概要について

添付書類[バンダイナムコホールディングスの適時開示書類(「バンダイネットワークス株式会社の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」)]に記載の通りです。

以 上



平成19年11月 8 日

各 位

会 社 名	株式会社バンダイナムコホールディングス
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 高 須 武 男 (コード番号7832 東証第一部)
問合連絡先名	経営管理部 ゼネラルマネージャー 浅 古 有 寿 (TEL : 0 3 (5 7 8 3) 5 5 0 0)

バンダイネットワークス株式会社の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社バンダイナムコホールディングス（以下、「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、バンダイネットワークス株式会社（コード番号：3725 JASDAQ 以下、「バンダイネットワークス」といいます。）が発行する普通株式及び新株予約権の全部の取得を目指した公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

（1）本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

本公開買付けの対象者であるバンダイネットワークスは、平成 12 年 9 月に株式会社バンダイ（以下、「バンダイ」といいます。）の子会社として設立され、携帯電話機向けコンテンツ配信などのネットワーク関連市場において事業を展開してまいりました。平成 15 年 12 月に、環境の変化が著しく、急速に成長する市場環境のなか、自主独立の経営によりバンダイグループとしての企業価値を向上することを目的に、日本証券業協会に株式を店頭登録して株式を公開し、平成 16 年 12 月には日本証券業協会への店頭登録を取消し、株式会社ジャスダック証券取引所（以下、「ジャスダック証券取引所」といいます。）に株式を上場しました。その後、平成 17 年 9 月にバンダイと株式会社ナムコの経営統合により当社が設立され、バンダイネットワークスは当社の子会社となりました。

当社は、前述の経営統合により持株会社として、その傘下にバンダイネットワークスをはじめ多数のエンターテインメント系企業を擁し、エンターテインメント事業を総合的に展開する企業集団（以下、「バンダイナムコグループ」といいます。）を形成しております。

バンダイナムコグループでは平成 18 年 4 月より推進している 3 ヶ年の中期経営計画において、

事業・地域・コンテンツの3つのポートフォリオ機能の強化並びに相乗効果発揮により「ポートフォリオ経営の強化・充実・拡大」をはかることを最大のテーマとしており、その実現のために最適なグループ組織の構築を実行してきております。

現在携帯電話機向けコンテンツ配信などのネットワーク関連市場においては、技術革新やネットワークコンテンツ・サービスの多様化により、事業環境の大きな変化と参入企業の増加による競争激化に直面しています。このような環境下において、当社は、グループ全体の中長期的な戦略のもとスピーディな経営判断を行うために、本公開買付け及びその後に予定している後述の株式交換によりバンダイネットワークスを完全子会社化することが必要であるものと判断いたしました。これにより、当社はバンダイナムコグループ内のネットワーク事業分野における融合、ノウハウの相互活用を実現し、グループの相乗効果による総合力を発揮することで事業を成長させ、グループ企業価値の最大化をはかるとともに、現在策定中の次期中期経営計画において、グループ全体の最適な組織体制の構築を検討・実行してまいります。

なお、バンダイネットワークスとしましても、急速に変化する事業環境の中、当社の完全子会社として、これまで以上に迅速な意思決定と、柔軟かつ効率的な経営施策の実行、グループシナジーの最大化をはかっていくことが、バンダイネットワークスの企業価値の最大化を実現させていくために最善であると判断し、親会社である当社の本公開買付けに賛同することを決定しております。

（２）買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置

本公開買付けの買付価格である1株当たり60,300円は、バンダイネットワークスの普通株式のジャスダック証券取引所における過去1ヶ月間（平成19年10月8日から平成19年11月7日まで）の売買価格の出来高加重平均株価（48,112円。小数点以下を四捨五入。）に約25.3%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを、また、平成19年11月7日のジャスダック証券取引所における終値（45,500円）に約32.5%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを加えた金額となります。

バンダイネットワークスは当社の子会社に該当することから、本公開買付けにおける買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置の一つとして、当社とは別個に、当社及びバンダイネットワークスとは独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しないPwCアドバイザリー株式会社（以下、「PwC アドバイザリー」といいます。）にバンダイネットワークスの株式価値の算定を依頼し、平成19年11月7日付でバンダイネットワークスの「株式価値算定書」（以下、「算定書」といいます。）を取得しました。算定書では、ディスカунテッド・キャッシュフロー方式（以下、「DCF 方式」といいます。）及び市場株価基準方式の各手法を用いて分析をしております。平成19年11月8日開催のバンダイネットワークスの取締役会においては、算定書を参考にしうえて、本公開買付けの買付価格や、本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、当社及びバンダイネットワークスの財務状況、事業上のシナジー及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討いたしました。その結果、バンダイネットワークスにおいては、本公開買付けがバンダイネットワークスの企業価値向上に寄与するものであるとともに、その買付価格が算定書における各手法で算定されたバンダイネットワークスの株式価値の下限値を上回り、バンダイネット

ワークスの株式の直近の市場株価に対しても合理的な価格であることから、バンダイネットワークスの株主に対してバンダイネットワークスの普通株式の適切な売却機会を提供するものであるとの判断がなされ、本公開買付けに賛同する決議がなされております。バンダイネットワークスの社外取締役1名及び社外監査役1名は、バンダイネットワークスの株式価値や本公開買付けに関する諸条件等について協議を行った上で、かかる賛同決議に賛成である旨の意見を述べています。

なお、バンダイネットワークスの代表取締役を兼任している当社の非常勤取締役大下聡は、取締役の兼任による潜在的な利益相反を回避する観点から、本公開買付けの諸条件に関する当社の取締役会における審議及び決議並びにこれに先立つ当社内部での検討に参加していません。

（3）本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、現在、バンダイネットワークスの発行済株式総数の69.79%（135,000株）を保有し、バンダイネットワークスを連結子会社としておりますが、このたびバンダイネットワークスを完全子会社化することを目的として、バンダイネットワークスの発行済株式の全て（但し、当社が既に保有しているバンダイネットワークスの株式を除きます。）の取得を目指して本公開買付けを行います。また、当社は、本公開買付けによりバンダイネットワークスの発行済株式の全てを取得できなかった場合、当社を完全親会社、バンダイネットワークスを完全子会社とする株式交換（法令に従いバンダイネットワークスの株主総会による承認決議を経ずに略式株式交換を行う場合もあります。以下、「本株式交換」といいます。）によりバンダイネットワークスを完全子会社化することを計画しております。なお、バンダイネットワークスの株主総会において本株式交換に係る株式交換契約の承認議案その他の株式交換の実行を目的及び内容とする議案が付議された場合、当社は当該議案に賛成する予定であります。

本株式交換が行われる場合、当社が本株式交換に際してバンダイネットワークスの株主（当社を除きます。）に対してその株式に代わり交付することとなる金銭等（当社の株式を含みます。）の内容及び数若しくは額の詳細は現段階では未定ですが、当社は、本公開買付けの買付価格を基準として算出され、本公開買付けの買付価格に準ずる経済的価値の金銭等を交付することを提案する予定です。ただし、本株式交換の対価となる金銭等及びその割当てに関する事項は、当社及びバンダイネットワークスの今後の事業を取り巻く環境の変化、株式市場及び両社の業績の変動等の影響、本株式交換に係る株式交換契約締結時の両社の株式価値の評価等を踏まえた上で、当社とバンダイネットワークスの協議により決定されますので、その経済的価値は本公開買付けの買付価格とは異なることとなる可能性があります。また、本株式交換に際して、バンダイネットワークスの株主が法令の手続きに従い、バンダイネットワークスに対して株式買取請求を行うことができる場合がありますが、この場合の1株当たりの買取価格についても、本公開買付けの買付価格又は本株式交換によりバンダイネットワークスの株主が受領する経済的価値と異なることとなる可能性があります。本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

なお、当社とバンダイネットワークスの株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要

な合意に関する事項はありません。

（４）上場廃止となる見込みがある旨

バンダイネットワークスの普通株式はジャスダック証券取引所に上場していますが、本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限及び下限が設けられておらず、応募株券等の全部の買付けが行われるため、本公開買付けの結果によっては、仮にその後本株式交換を行わない場合であっても、バンダイネットワークスの普通株式は、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、上記のとおり本株式交換が行われる場合には、バンダイネットワークスの普通株式はジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。上場廃止となった場合、バンダイネットワークスの普通株式はジャスダック証券取引所において取引ができなくなり、当該株式を将来売却することが困難になると予想されます。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商 号	バンダイネットワークス株式会社	
② 事 業 内 容	携帯電話コンテンツの配信、サイト開発受託、通信販売等	
③ 設 立 年 月 日	平成12年 9 月 7 日	
④ 本 店 所 在 地	東京都港区東新橋一丁目 6 番 1 号	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大下 聡	
⑥ 資 本 金	11億1,337万1,937円	
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (注1)	株式会社バンダイナムコホールディングス 69.79% 株式会社ドコモ・ドットコム 0.88% 株式会社角川グループホールディングス 0.77% KDDI株式会社 0.77% 株式会社小学館プロダクション 0.77% ソフトバンクモバイル株式会社 0.77% 株式会社円谷プロダクション 0.77% 東映株式会社 0.77% 東映アニメーション株式会社 0.77% 日本テレビ音楽株式会社 0.77% *平成19年 3 月31日現在	
⑧ 買付者と対象者の 関 係 等	資 本 関 係	当社は、バンダイネットワークスの発行済株式総数の69.79%（135,000株）を所有しております。
	人 的 関 係	バンダイネットワークスの代表取締役 1 名は当社の非常勤取締役です。
	取 引 関 係	バンダイネットワークスは、当社に対して ・ブランディングコンサルティング（注2）の委託 ・資金の貸付 ・WEB制作及びホームページの運営管理業務の受託 を行っております。
	関連当事者への該当状況	バンダイネットワークスは当社の連結子会社であるため、関連当事者に該当します。

(注1) 「大株主及び持株比率」の計算においては、小数点以下第三位を切り捨てております。

(注2) 「ブランディングコンサルティング」とは、バンダイネットワークスがバンダイナムコグループブランドを効果的に活用するためのコンサルティング業務です。

(2) 買付け等の期間

①届出当初の買付け等の期間

平成19年11月9日（金曜日）から平成19年12月10日（月曜日）まで（21営業日）

②対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第27条の10第3項の規定により、バンダイネットワークスから買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成19年12月21日（金曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

①普通株式 1株につき、金60,300円

②新株予約権

平成16年6月23日開催のバンダイネットワークスの定時株主総会の決議及び平成16年7月21日開催のバンダイネットワークスの取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下、「新株予約権」といいます。）

1個につき、金1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

i. 普通株式

本公開買付価格である1株あたり60,300円は、第三者算定人である大和証券エスエムビーシー株式会社（以下、「大和証券エスエムビーシー」といいます。）が提出した株式価値算定書（以下、「株式価値算定書」といいます。）を参考にして決定しました。同社はディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）、市場株価法及び類似会社比較法の各手法を用いてバンダイネットワークスの株式価値算定を行いました。株式価値算定書によりますと、DCF法では59,319円から67,714円、市場株価法では45,155円から48,043円及び類似会社比較法では65,606円から81,779円のレンジがバンダイネットワークスの株式価値の算定結果として示されておりました。

当社は、上記の評価結果を参考にしつつ、株式価値算定書の株価レンジを勘案して、1株あたり株式価値の範囲を当該評価結果の下限值である45,155円から上限値である81,779円の範囲内で検討を進めました。また、過去の公開買付け事例における市場株価に付与されたプレミアムの実績、バンダイネットワークスによる本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、バンダイネットワークスと協議・交渉した結果、最終的に買付価格を60,300円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格はバンダイネットワークスの普通株式のジャスダック証券取引所における過去1ヶ月間（平成19年10月8日から平成19年11月7日まで）の売買価格の出来高加重平均株価（48,112円。小数点以下を四捨五入。）に対して25.3%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを、また、平成19年11月7日のジャスダック証券取引所における終値（45,500円）に約32.5%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを加えた金額となります。

ii. 新株予約権

平成19年11月8日現在における新株予約権の1株当たりの行使価格は262,000円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格60,300円を上回っております。

そのため、当社は、本公開買付けにより当該新株予約権を買い付ける実益がないと考えられることから、上記の通り、新株予約権の買付価格を1個当たり1円と決定いたしました。

②算定の経緯

当社では、次期中期経営計画の策定にあたり、バンダイナムコグループの経営上の課題や将来の可能性について検討を行ってまいりました。このような検討の過程で、経営戦略を遂行するための最適なグループ組織体制を目指すべく、平成19年7月頃からバンダイネットワークスの完全子会社化についても検討を開始しました。

その結果、当社は、バンダイネットワークスを当社の完全子会社とすることによりバンダイナムコグループにおける事業再編等をより柔軟かつ機動的に行っていくことが、バンダイネットワークスのみならずバンダイナムコグループの中長期的な企業価値の向上につながるものと判断して、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により買付価格の決定をいたしました。

i. 第三者算定人からの「株式価値算定書」の取得について

当社は本公開買付けの買付価格を決定するにあたり、参考情報とすべく、大和証券エスエムビーシーに対して平成19年9月頃、バンダイネットワークスの株式価値の算定を依頼し、バンダイネットワークスの株式価値に関する株式価値算定書を平成19年11月7日付で大和証券エスエムビーシーより取得いたしました。なお、大和証券エスエムビーシーは、当社と独立した算定機関であり、当社の関連当事者には該当しません。

ii. 「株式価値算定書」の概要について

当社が公開買付価格決定の参考とした株式価値算定書においては、DCF法、市場株価法及び類似会社比較法が、算定手法として採用されております。株式価値算定書によりますと、DCF法では59,319円から67,714円、市場株価法では45,155円から48,043円及び類似会社比較法では65,606円から81,779円のレンジがバンダイネットワークスの株式価値の算定結果として示されておりました。

iii. 公開買付価格の決定経緯について

当社は、上記の評価結果を参考にしつつ、株式価値算定書の株価レンジを勘案して、1株あたり株式価値の範囲を当該評価結果の下限值である45,155円から上限値である81,779円の範囲内で検討を進めました。また、過去の公開買付け事例における市場株価に付与されたプレミアムの実績、バンダイネットワークスによる本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、バンダイネットワークスと協議・交渉した結果、平成19年11月8日開催の当社取締役会において最終的に買付価格を60,300円と決定いたしました。また、バンダイネットワークスの新株予約権の買付価格についても、上記「算定の基礎」の「ii. 新株予約権」において記載の理由に基づき、バンダイネットワークスの新株予約権1個当たり1円と決定いたしました。

iv. 買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置について

バンダイネットワークスは当社の子会社に該当することから、本公開買付けにおける買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置の一つとして、当社とは別個に、当社及びバンダイネットワークスとは独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しないPwCアドバイザリーにバンダイネットワークスの株式価値の算定を依頼し、平成19年11月7日付でバンダイネットワークスの算定書を取得しました。算定書では、DCF方式及び市場株価基準方式の各手法を用いて分析をしております。平成19年11月8日開催のバンダイネットワークスの取締役会においては、算定書を参考にしたうえで、本公開買付けの買付価格や、本公開買付けに関する諸条件の妥当性について当社及びバンダイネットワークスの財務状況、事業上のシナジー及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討いたしました。その結果、バンダイネットワークスにおいては、本公開買付けがバンダイネットワークスの企業価値向上に寄与するものであるとともに、その買付価格が算定書における各手法で算定されたバンダイネットワークスの株式価値の下限値を上回り、バンダイネットワークスの株式の直近の市場株価に対しても合理的な価格であることから、バンダイネットワークスの株主に対してバンダイネットワークスの普通株式の適切な売却機会を提供するものであるとの判断がなされ、本公開買付けに賛同する決議がなされております。バンダイネットワークスの社外取締役1名及び社外監査役1名は、バンダイネットワークスの株式価値や本公開買付けに関する諸条件等について協議を行った上で、かかる賛同決議に賛成である旨の意見を述べています。

なお、バンダイネットワークスの代表取締役を兼任している当社の非常勤取締役大下聡は、取締役の兼任による潜在的な利益相反を回避する観点から、本公開買付けの諸条件に関する当社の取締役会における審議及び決議並びにこれに先立つ当社内部での検討に参加しておりません。

③算定機関との関係

大和証券エスエムビーシーは、当社の関連当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	①株式に換算した 買付予定数	②株式に換算した買 付予定の下限	③株式に換算した買 付予定の上限
株 券	58,435 株	－ 株	－ 株
新株予約権証券	1,225 株	－ 株	－ 株
新株予約権付社債券	－ 株	－ 株	－ 株
株券等信託受益証券	－ 株	－ 株	－ 株
株券等預託証券	－ 株	－ 株	－ 株
合 計	59,660 株	－ 株	－ 株

(注1) 本公開買付けでは、法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券又は応募新株予約権証券（以下、「応募株券等」といいます。）の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けにより当社が取得する株券等の最大数（以下、「買付予定数」といいます。）は、「株式に換算した買付予定数」に記載しているとおり、バンダイネットワークスの第7期有価証券報告書（提出日：平成19年6月18日）に記載された平成19年3月31日現在の発行済株式総数（193,435株）から当社が所有する株式数（135,000株）を控除し、平成19年4月1日以降公開買付期間末日までに、新株予約権（245個）の行使により発行又は移転（以下、「発行等」といいます。）した又は発行等される可能性のあるバンダイネットワークスの株式の最大数（1,225株）を加えた株式数です。

(注3) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行等されるバンダイネットワークスの株式についても本公開買付けの対象とします。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	135,000個	(買付け等前における株券等所有割合 69.35%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,378個	(買付け等前における株券等所有割合 0.71%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	59,660個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	193,435個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、バンダイネットワークスの第7期有価証券報告書（提出日：平成19年6月18日）に記載された平成19年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等される可能性のあるバンダイネットワークスの株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては分母を、バンダイネットワークスの第7期有価証券報告書（提出日：平成19年6月18日）に記載された平成19年3月31日現在の発行済株式総数（193,435株）に係る議決権の数（193,435個）に新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のあるバンダイネットワークス株式に係る議決権の数（新株予約権245個の行使により発行等した又は発行等される可能性のある株式数1,225株に係る議決権1,225個）を加えた議決権の数（194,660個）を「対象者の総株主等の議決権の数」としております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 3,597,498,000円

(注) 「買付代金」は、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合の金額として、買付予定数(59,660株)に1株あたりの買付価格を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
大和証券株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番4号

② 決済の開始日

平成19年12月18日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、バンダイネットワークスから公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成20年1月9日(水曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店又は全国各支店にてお支払いします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。当社は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第2号、第3号イないしチ、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中にバンダイネットワークス

が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時までに応募受付けをした公開買付代理人（復代理人にて応募受付けをした場合には復代理人）の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までに到達することを条件とします。

なお、当社は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、手続終了後速やかに応募株券等を以下に記載する方法により返還します。

上記「(9)その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は本公開買付けの撤回等を行った日）以後速やかに、下記の方法により返還します。

(イ) 応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して株券等が提出された場合には、買付けられなかった株券等を応募株主等へ交付又は応募株主等の住所（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）へ郵送します。

(ロ) 公開買付代理人若しくは復代理人（又は公開買付代理人若しくは復代理人を通じて株式会社証券保管振替機構）により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主等の方は、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限らない。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除く。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成19年11月9日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社

大和証券株式会社（復代理人）

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについて、バンダイネットワークスの取締役会は賛同の意を表明していません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

バンダイネットワークスは、平成19年11月8日に、ジャスダック証券取引所において平成20年3月期中間決算短信を公表しております。当該公表に基づく、同期のバンダイネットワークスの連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、バンダイネットワークスが公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

①【損益の状況】

決算年月	平成19年9月中間期 (第8期中)
売上高（千円）	5,936,766
売上原価（千円）	3,948,282
販売費及び一般管理費（千円）	1,566,802
営業外収益（千円）	10,840
営業外費用（千円）	1,082
中間純利益（千円）	240,688

②【1株当たりの状況】

決算年月	平成19年9月中間期 (第8期中)
1株当たり中間純利益（円）	1,244.28
1株当たり中間配当額（円）	300.00
1株当たり純資産額（円）	40,616.42

(3) 本公開買付けが当社の業績に与える影響

本公開買付けによる当社の連結業績及び単体業績への影響については、本公開買付けの結果を受けたのち、確定次第速やかに発表いたします。

- ※ なお本日（平成19年11月8日）情報開示しておりますバンダイビジュアル株式会社の株式公開買付けの詳細に関しましては、「バンダイビジュアル株式会社の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の開示資料に記載しておりますので、ご参照下さい。

以 上